

令和6年第4回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月10日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時14分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（14名）

副議長	1番	村 上 緑 一 君	2番	石 川 陽 介 君
	3番	湊 祐 介 君	4番	中 山 義 隆 君
	5番	加 納 由美子 君	6番	奥 山 かおり 君
	7番	西 川 剛 君	8番	佐 藤 正 君
	9番	真 保 誠 君	10番	喜 多 武 彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大 西 陽 君
	13番	十 河 剛 志 君	議長	15番 山 居 忠 彰 君

出席説明員

市 長	渡 辺 英 次 君	副 市 長	法 邑 和 浩 君
総 務 部 長	大 橋 雅 民 君	市 民 部 長	丸 徹 也 君
健康福祉部長	東 川 晃 宏 君	経 済 部 長	坂 本 英 樹 君
都市整備統括監	佐々木 誠 君		

教 育 委 員 会 長	泉 山 浩 幸 君
-------------	-----------

市 立 病 院 副 管 理 者	中 舘 佳 嗣 君	経 営 管 理 部 長	池 田 亨 君
-----------------	-----------	-------------	---------

監 査 委 員 浅 利 知 充 君

監 査 委 員
事 務 局 長

四ツ辻 秀 和 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 岡 崎 忠 幸 君

議 会 事 務 局
總 務 課 長
議 会 事 務 局
總 務 課 主 任 主 事

須 藤 友 章 君

議 会 事 務 局
總 務 課 主 査 中 井 聖 子 君

清 水 健 正 君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（岡崎忠幸君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は12名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

11番 谷 守議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 議長の取り計らいをいただきながら、また議会運営委員会の大西委員長の取り計らいをいただきながら、こうして車椅子で参加させていただいていますので、精いっぱい取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和6年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目は、市立病院が士別市の病院であり続けるためにというテーマで行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在の市立病院の土地、建物は、東11条5丁目3029番地1、農業従事者であった二瓶 力氏の農地を本市が買い上げ、敷地面積3万1,376.6平米、建物延べ床面積1万5,686平米の築後37年が経過した建物であります。

私は、令和5年大綱質疑において、市立病院の改築について相応の耐用年数が経過しており、建物の経過とともに今後の設備更新費用もかかることから、建物の改修、建て替えも含めて検討すべきではという質問をいたしました。その答弁としては、まずは新年度の予算において病院設備の現況調査を実施していくという考えでありました。その際には、改修した建物のコストや実際にどういった工法を用いるのか。それにより、例として病棟を休止する可能性や医業収益も考慮しながら、将来的な建て替えも視野に入れた検討も進めていくというものであります。そして、強化プランにもどの可能性が具体化するのかもにらみながら表現していきたいという答弁があったところです。

以来、その答弁から1年半以上経過したわけですが、ますます士別市民の安全・安心を真剣に考えた場合、建て替えありきでまず物事を進めるべきと感じております。加えて、私は病気を患ってこの1年半以上入院しないと分からないこともありましたので、この件を主眼として、今回話を進めていきたいと思います。

まず、建物については築後37年が経過していく中で、医療体制もその都度目まぐるしく変化しており、建物自体がその変化に対応していけないということでもあります。例えば病棟部屋には1部屋もトイレや洗面の部屋設置がないことで、感染予防やプライベート環境が守れないこと。その他、冷暖房設備が充実していない。騒音がひどい等安心した療養生活が送れないことが挙げられます。

そして何よりも一番大切なことは、本市に市立病院がなくなれば高齢の方などはどこに医療を頼るのかということでもあります。頼るところがなければ、この士別市から人がいなくなる。本市が本市でなくなることにつながります。一気に衰退することは必定であります。まず、建物建て替えありきで物事を進めるべきと考えることを強調しておきたいと思います。市長は、改築は将来の医療の投資だという視点を持たなければならない。早い段階で検討していかなければならないと報道では話しておられました。ぜひ、早い段階での英断を下していただきたいと思います。

ところで、令和5年の病院決算は、収益的収支は1億7,200万円の純損失で、2年連続の赤字。収益的収支のうち、減収分の半分を一般会計から繰り入れるなどして収益はほぼ横ばいになりましたが、内部留保を取り崩した分、23年度分は3億7,600万円に減少しました。一般会計から繰入金は3年連続で上昇し、9億1,100万円となっております。

そこで、その上での令和6年度決算見込みについてお聞きいたします。今回の臨時議会でもありました看護師確保のための補正額も盛り込み、今の時点でどのような見込みを立てているのでしょうか。可能な範囲でよろしいですので、答弁いただきたいと思います。

病院建て替えのように将来の設備投資を考えた場合、もう少し財務内容の理解も必要になっていきますので、強化プランにも計画されている取組について触れたいと思います。そこで、看護師確保のための取組についてです。

質の高い医療体制を維持するためには、安定的な看護師の人材を確保する必要があります。前述した看護師確保のための補正予算を組んだことについては、どの病院についても現実はその確保のために苦慮しているようです。本市でも近年の動きを見てみると、看護師確保のために奨学資金の制度は取り組んでいるものの、貸付数では予定どおり推移しているが採用しておらず、予定に至ってはいない状況のようです。そのほか、看護師の採用に当たっては新規学卒者に限らず、年度替わりの時期等にも転入者向けのタイミングの時期を逸しないよう募集時期や働きかけを行っているようですが、それもなかなかうまくいかないようです。

私は、若者定住のため、将来のためには新卒者の採用により力を入れるべき。要は奨学資金の制度をもっともっと増やせばいいという立場に立ちますが、新卒者、途中採用者どちらも費用が過分にかかるわけでありますけれども、双方が弾力あるハイブリッド型でこれから進んでみてはどうかと思いますが本市の見解をお伺いいたします。

次は、医師体制を充実し、収益確保向上のためにであります。

まれに、市民から今の市立病院は、医師の数が減って厳しいとの声や話も入ってくるところ

であります、そうでもありません。少し話はずれますが、私の現在の主治医は岩野副院長です。岩野副院長は、消化器系の専門医で内視鏡のエキスパートでもあります。旭川医大との膵臓がん研究チームの一員でもあり、医大の教授からも一目置かれる存在です。私の腫瘍も早期発見していただき、抗がん剤治療は市立病院にお願いし、収支に貢献させていただいているつもりです。

このように、スーパー専門医による新たな患者数の増加などを考え、今がむしろ優秀なスタッフ体制により千載一遇のチャンスが到来したと捉えるべきではないでしょうか。また、素人考えではありますが、通常のがん検診のほか、市で助成などを検討して膵臓がん検診も追加してみてもどうでしょうか。考えを御教示願います。

ところで、医師の数自体は増えているようです。しかし、偏在するのは勤務地の希望が都市部に多いため、厚生労働省では地方や特定の診療所で不足する解消に向け、その対策をまとめているようです。主な内容としては、医療機関の減少地域を100か所程度選び、診療所の開業費用の助成補助や医師の手当増額。一方、医師多数地域では夜間診療など地域で不足する機能を担うような制度を掲げる方針。加えて、医療過剰な地域での診療医療報酬減額案を示しています。

このように、将来的には明るい材料が見受けられることを担保として、本市としては現時点での医療事業者、スタッフで十分な医療が受けられるよう、この士別市で安全・安心に暮らすため、最後のとりでである市立病院を士別市の病院であり続けられるため、行政、議会、市民総出で前に向かってまちづくりを進めていこうではありませんか。

これまでの事柄について本市の御所見を求め、私の最初の質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 池田経営管理部長。

○経営管理部長（池田 亨君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えします。

最初に、私から令和6年度収支見込み、及び看護師確保対策について答弁申し上げ、医師体制充実及び病院改築については事業副管理者から答弁申し上げます。

初めに、現段階での6年度決算見込みについてです。

収益的収支であります、まず入院について新たに策定しました経営強化プランに基づき、本年4月から3病棟体制を再開するとともに、地域包括ケア病床を25床から39床に増床し回復期機能の強化を図ってまいりました。これにより、1日当たりの入院患者数は前年度を上回り、予算設定の111人には届かない105人で推移しているものの、収益は前年度比1億7,155万円の増と見込んでいます。外来については、コロナ禍以降の患者数減少が続いており、1日当たり外来患者数は前年度を下回り、かつ予算設定の390人に届かない360人にとどまり、収益は前年比5,272万円の大きな減収要因となっています。

そのほかの医業収益を含めた病院事業収益全体では32億9,306万円となり、前年比2,597万円の増と見込んでおります。一方、病院事業費用は、給与費が21億5,996万円と前年比で1億6,844万円の増となり、処遇改善策や人事院勧告の影響などが大きな要因となっております。

そのほか、材料費などを含めた費用総額では36億6,937万円となり、前年度比で2億2,945万円の増を見込んでおります。その結果、収益的収支では3億7,632万円の純損失が見込むところでございます。

資本的収支では、収入は医療機械等整備のための企業債、負担金など合わせて2億2,127万円と前年度比2,881万円の増となり、支出は医療機械の購入などによる建設改良費、企業債償還などを合わせて3億5,477万円で、前年度比4,803万円の増であり、資本的収支では1億3,350万円の不足となります。

これらにより、収益的収支と資本的収支を合わせた単年度収支では、3億6,154万円の収支不足となる見込みです。現在、経営強化プランに基づいたレセプト改善や新たなベッドコントロール指針策定の取組などにより、一般病棟の入院単価は大幅に増加している一方、入院、外来とも患者数が目標値に届いていないことと費用の上昇に対して、診療報酬による算定は限定的であることから、厳しい決算と見込んでいるところです。

次に、看護師確保の取組について対象者を広く捉えたハイブリッド型の採用方針とする御提案をいただいたところです。当院も看護師不足が顕著化している状況にあり、安全・安心で質の高い医療の提供のため、これまでも幅広い層を対象とした看護師確保に向け様々な取組を実施しております。まず、経験者など看護師免許を取得済みの方たちに対しては、勤務時間などの働き方を柔軟に対応することとし、募集においては様々な選択肢を提示することで御相談に応じております。

補正予算で議決いただきました支援ナースについても、短期間の契約ではございますけれども病棟現場を担ってもらっております。これから看護師を目指す看護師養成機関の学生に向けては、道内関連学校への採用試験案内の送付や、学校などで開催される就職説明会に参加し、当院での処遇や働き方、人材育成の手法、修学資金制度など説明を行ってきています。さらに、未来ある子供たちへ病院を知っていただく機会として、高校生向けの職場体験会を復活させたほか、この冬休みには中学生を対象とする体験教室も追加で実施する予定です。

新卒者にかかわらず、処遇改善の取組については今年度からベースアップ評価料の診療報酬算定を導入するとともに、特に確保が困難となっている夜間勤務者への手当創設などにも取り組んでいるところです。また、修学資金についてもさらに活用しやすい制度となるよう検討を進めてまいります。

看護師の確保については、全国的に養成機関の定員割れが常態化するなど、今後さらに厳しい状況が予想されます。今後は採用努力と併せ、医療DX、多職種との連携によるタスクシェアに加え、診療体制の見直しによる効率的な看護体制の構築にも取り組むことで医療の質を確保してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 中館病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（中館佳嗣君）（登壇） 私から、医師体制充実及び病院改築についてお答え

します。

初めに、医師体制の充実と収益確保の取組です。これまで、医師確保に向けては様々な取組を行っており、旭川医科大学、北海道大学の2医育大学の各医局や、全国自治体病院協議会、医師求人センターとの連携をはじめ、民間紹介業者の活用や医師修学資金貸付制度のほか、医師就業支度金制度も創設してきました。また、将来の医師確保につながることを目的とした研修医の受入れは、これまでの旭川医大、北海道大学に加え、昨年から新たに静岡市立静岡病院からの受入れを開始したところです。

現在、市立病院では長島院長はじめ全13名の医師が診療に当たっており、直近では今年4月にがん化学療法や緩和ケアの専門性も高い消化器内科医が加わったところです。医師確保は当院にとっても重要な経営課題であり、様々な人脈を生かした招聘活動を行ってきました。このたび、長年にわたって病院経営に指導力を発揮してきた長島院長、石井副院長が3月末をもって退任することになり、4月から事業管理者及び院長に就任予定の岩野医師が中心となり、新たな体制整備に向け取り組んできたところです。今般、中国・四国地方などを中心に、全国各地に市長自らが出向いて医師の招聘に当たるなどした結果、来春には消化器内科医3名と循環器内科医1名の着任が内定したところです。

こうした体制の充実なども見込まれる中、膵臓がん検診の御提案をいただきました。成人病の早期発見、予防医療の中核を担っている健診センターにおいて、現在提供している検査項目では、現段階で膵臓疾患診断に十分なデータを得ることは難しい状況です。また、特定のがん細胞の抗原に特異的に反応する腫瘍マーカーといわれる血液検査も行われていますが、がんの治療効果の判定や再度転移の発見には積極的に用いられている一方、早期発見の有用性は示されていません。このため、膵臓がんを焦点とした検診の実施については現段階では難しいものと存じますが、今後におきましても最も有効と考えられる腹部超音波検査における膵嚢胞や膵管拡張の診断などに注力してまいります。

さらに、こうした早期発見の所見を保険診療での精密検査につなぎ、造影CT撮影や内視鏡検査を選択する手法などについて、さらに精度の向上を目指すとともに、消化器内視鏡等の専門性向上による医療ニーズの対応につきましても、上川北部圏域における当院の果たすべき役割も鑑みながら、患者さん中心の医療の提供を念頭に今後さらに検討を進めてまいります。

最後に、市民の安全・安心な暮らしを支える市立病院の改築に関する現段階での取組と考え方です。経営強化プランにおいて、施設整備の最適化として再整備計画の検討を位置づけており、地域医療構想を踏まえた機能分化と連携強化を念頭に進めていく必要があります。特に、今後の人口減少と高齢化に伴う医療需要の動向や医療人材確保の困難さを見据え、持続可能な道筋を慎重かつ大胆に見いだすことが重要であると存じます。

谷議員お話のとおり、当院では5年度において長寿命化改修や建て替えの比較検討を行うため劣化度調査を行いました。現建物は、昭和62年の建築から40年近く経過していますが、構造体は新耐震基準に合致しており著しい劣化は見られなかったとの評価でした。しかし、外壁タ

イル、屋上防水は相応の劣化が認められ、早期改修の必要性が指摘されたとともに電気設備、給排水設備には突発的な障害発生のおそれと機能上問題ありの部分も見られたところです。このため、部分的な修繕では対応が困難であることから、大規模改修もしくは建て替えについての検討が必要との判断をしているところです。新年度においてこうした方針を決定するための調査分析を行うとともに、基本的な構想の策定に取り組んでまいります。

谷議員御提言のとおり、地域完結型の治し支える医療をしっかりと守っていくために、今後の方向性を見いだしていくため圏域における市立病院の果たすべき役割、長期的な経営視点に立ったライフサイクルコストの分析等を踏まえて、将来のあるべき姿を見据えた意思決定を行ってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 谷議員。

○11番（谷 守君） 今、副院長からお話がありました。そういうことは去年も同じような形で聞いたんです。ですから、僕はそれさらに温度差を縮めていってくれというのが今回の質問の意図で、重々腫瘍マーカーだって医療診療的には難しいというのは分かっている、僕はしゃべっているんです。その中で、何か一步でも二歩でも近づいていただきたいというのが今回の趣旨であって、もう少しまだまだ考えていただきたいなと思います。僕、岩野副院長しか見ていないですから、ほかの先生が云々ということではないです。旭川医大の教授ですら、あの先生はすごいと認めている先生です。その中で、できないのであれば、それを前面に出して、もう来たら就任何年にもなると思うんですけれども、それを前面に出して前面に出していってどんどん前向きな姿勢、前向きな体制を整えてもらいたいなと思います。

例えば自分の場合ですけれども、直接当然がん検診で分からない。ほかの消化器系の治療の中で分かったということですから、そこを士別だけでなく道北かいわい、和寒以南に行けば旭川に行っちゃいますから。この辺は、消化器系といえば岩野先生だ。どんどん人を集めなきゃならないと思うんです。その動き、そのPR、まだまだ不足しているんじゃないかと僕は思います。コスト的にもいろいろ不可能重々承知で言っています。だから、その辺をもう少し渡辺市長を中心に考えていただきたいと思いますので。答弁要りません。よろしくお願いします。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 谷議員から答弁要りませんというお話でしたが、一言だけ答弁させていただきます。

市立病院について、将来にわたっての谷議員の目線で心配していただいていることにまずは感謝申し上げます。病院につきましては、谷議員の質問にもありましたとおり、これからの士別地域をしっかりと守っていく上では最重要施設になるということは言うまでもないと思っております。当然これからも市立病院をしっかりと守り、市民の皆さんに安心して住んでいただけるまちにすべく、常に病院を中心に考えていきたいと思っております。

また、具体的に谷議員から御提案のありました、まずは箱物です。建て替えなのか大規模改修なのかということについては、先ほど答弁いたしましたとおりであります。今お話にありました現副院長の岩野先生が4月から院長ということになります。また、新たに内定ではあります。4人の内科医師が士別に来てくれることが決まっております。これまで長島院長には本当に長きにわたって苦しい地域医療を守っていただいたところではあります。御提言いただいたとおり、さらに地域医療を推進するために岩野先生と一緒に進めてまいりたいと考えております。そういったことから、現段階では建て替えということは申し上げられませんが、少なくとも岩野先生が院長になられた来年度中、7年度中には方向性をしっかりと示してまいりたいと考えております。

また、具体的な健診含めた医療体制につきましても、技術的にも非常に評価の高い岩野先生が院長になられますし、今回、来春から来られる4人の内科医師も非常に優秀だと聞いておりますので、しっかりと現場サイドと行政が一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 谷議員。

○11番（谷 守君）（登壇） 2点目は、人口減少対策の取組施策について取り上げたいと思います。第2回定例会において、シリーズ化し提案していくということで、今回はパート2、若者の支援策について言及したいと思います。

まず、結婚新生活支援事業についてです。この事業は、結婚に伴う新居への引っ越し費用や家賃などを国と自治体で補助し、政府は同事業を少子化対策の柱の1つに位置づけ、経済的な理由で結婚に踏み切れない世帯を支え、地方の定住促進にも一定の役割を果たすこととして期待して上限額60万円、条件によって補助率も2分の1から3分の2に緩和されている取組の1つであります。

私は、若者の結婚から子育てへの切れ目ない支援として、令和2年第4回定例会でこの事業を提案させていただきましたが、その際の答弁としては、他自治体に聞き取りをした中では取扱いが数件のみであり、この事業自体では直接婚姻数の増加につながっておらず効果を認めないものであり、慎重に検討していくというものでありました。私はこの答弁をお聞きしてちょっと違うなと思ったのですが、他市と本市では状況がそれぞれ異なっているわけで、すぐ効果が見込めないとする考え方、また、取扱いが1件でもあるということはすぐ効果が認められていることと思いますが、よりスクラップアンドビルドの構築を進めていただきたく、この件について再度同じ土俵に上がれないものなのか本市の見解を確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、本市と市内金融機関との地方創生に関する協定書についてです。その前に少し話題がそれますが、北海道内の信用金庫が預金獲得を現役世代に照準を合わせ、定期継続を目指している対策等について触れたいと思います。

人口減少と少子高齢化で地方の顧客基盤が細る一方、企業としても若者世代の顧客を取り込めば将来的な顧客確保を見据え、その対策を急ぐとしたものです。例えば子育て中の保護者向けだけに預金金利を上乗せしたり、低利のローン商品を扱ったりしています。また、子育て世代には応援積み金として長期の積立金10年ものを取り扱い、現役世代のみならず次世代の顧客も取り込む狙いも行っているようです。

本市でも若者世代の定住や人口減少対策の歯止めとして、それにつながる支援策や可能な限りの取組はできないものなのでしょうか。例えばマイカーローンや業務ローンの利子普及など、できないにしても連携協定を基に様々な策を講じる協議がこれから必要かと考えますが、本市の見解をお聞きするところです。

急激な人口減少に歯止めをかけ、少子化の流れを反転するためには若者世代が将来に希望を持てる環境づくりこそ急務であり、何かまちづくりとして具体化できないかという考えからあります。それと、前述している各金融機関との協定書ですが、これは当初からどのような経緯・経過で進んでいるのか。また、これまでの取組状況や交渉結果などありましたら御紹介いただきたいと思います。

その上で、市長肝煎りの地域通貨の活用について市内経済が逼迫する中、現状では見いだせるタイミングではないと新聞報道では言及しておられますが、例えば福島県会津若松市では、スマートフォン用アプリ会津財布を使って登録した金融機関の口座から、会津コインをチャージし店頭などの二次元コードで決済するもので、市民、事業者、自治体のそれぞれが得をする取組を行いながらまちづくりを行い地域通貨の活用を図っておりますが、本市でも様々なことを足がかりに今後金融機関との取引を進めていってはいかがでしょうか。

以上、お聞きした点について見解を求め、私の2問目の質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、結婚応援支援策についてです。今年度における結婚新生活支援事業の取組状況は、全国で49%、842市町村、北海道内においては34%、62市町村と令和2年度と比較して増加しており、上川管内では剣淵町や鷹栖町など8町で実施をされています。管内の実施状況をお聞きしたところ、年に数件程度の実績はあるものの、実態としては婚姻届の提出時に当該事業を初めて知った世帯がほとんどで、制度認知がされていないや令和3年度から所得要件が世帯合わせて500万円未満まで緩和されたため、生活困窮により結婚に踏み切れない世帯に対する支援の意味合いが薄まっているなどの回答が寄せられました。

若年層の結婚や妊娠、出産などは、個人の考えや価値観に関わるものであり、個人の自由な選択が優先されるべきなのは当然ですが、一方で少子高齢化の進行とそれに伴う人口構造の変化は大きな社会問題であります。若者の未婚・晩婚化は若者の貧困化が要因で、一地方団体の施策で解決することは難しく、国全体で取り組まなければならない大きな課題と考えています。地域経済の発展と合わせて、若い世代が将来にわたって展望が持てる雇用環境等が整備される

よう、あらゆる機会を通じて市から国や道へ要望を続けるとともに、本市においては市民ニーズの把握や他市町村の好事例などを参考に、結婚新生活支援事業も含めて結婚応援施策について検討を進めてまいります。

次に、市内金融機関との連携協定についてです。谷議員から御提言のありました各種ローンに対する利子補給については、住宅ローンを中心に実施している市町村もあるようですが、実施に当たっては金融機関の協力が不可欠であり、全ての金融機関が対応できるか不透明なことや、利子補給を受けることで住宅ローン控除が受けられなくなる場合があることなど、確認しなければならない課題が多くあります。また、住宅の取得やリフォームを対象とした独自の助成金制度も設けていることから、現行制度との整合性などについても整理をする必要がありますので、まずは効果と課題の洗い出しなどを進めていきたいと考えています。

次に、協定を締結した経緯についてです。国は、平成26年に内閣府に地方創生担当大臣及びまち・ひと・しごと創生本部を設置し、長期ビジョンによる人口推計として2060年に総人口1億人程度の確保を目指すため、全国の自治体による地方版総合戦略の策定を推進しました。本市においても、平成28年に地方創生を一層推進するため、市内の金融機関3社と相互の連携強化により、地域経済の活性化や市民サービスの向上を図ることを目的として協定をそれぞれ締結したところです。

また、協定による連携としては、札幌に所在する店舗等を活用して合宿や観光PR等を実施しているほか、平成30年には北海道銀行との連携によりWebキャンペーンとして、全国で合宿の里土別のプロモーションが展開されました。さらには、令和4年度から5年度にかけて、北海道銀行の関連企業である道銀地域総合研究所に土別市成長戦略事業地域経済循環分析による報告をまとめていただくとともに、本年度は市内事業者による住宅新築を基本とした地域循環型住まいづくり促進事業の制度化や、スポーツ合宿センター翠月の改修工事に着手するなど、その分析に基づく新たな施策や考え方は広報しべつで市民にお伝えをしてきました。

最後に、私の政策骨子に掲げている新たな時代を見据えたデジタル地域通貨の活用に関する調査・研究についてです。地域通貨の活用については、市内経済を活性化させるための1つのツールとして、全国の活用事例などを研究する中で検討を続けてまいりましたが、現時点での活用は見送る判断をいたしました。判断に至った理由ですが、現在の本市の経済情勢は、私たちの生活様式や地域経済に様々な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症が終息を迎え、アフターコロナにおける景気の回復が期待されていたものの、ロシア・ウクライナの戦争長期化などの世界情勢による物価高騰などが災いし、市内の消費動向についても停滞が続いています。そのため、現時点での地域通貨の活用については市民の市内消費に対する意識を大きく変えることや、消費拡大の推進と併せて市内消費の循環、いわゆる地域通貨の活用による地域内乗数効果を十分に発揮することは難しいと判断をしたものです。

また、地域通貨の活用に係るシステムの維持に多額のコストが必要であることや運営体制の整備、さらには加盟店の加入促進や通貨流通に関する様々な助成など、行政負担が増加するこ

とも想定されます。

こうした社会情勢や本市の財政状況を勘案する中で、慎重に熟慮を重ねた結果、現時点においては地域通貨の活用を見送る判断としたところです。金融機関との協定に基づく連携につきましては、地域通貨の活用を前提としたものではなく、これまでの実績や取組を発展させる中で地域活性化やまちづくり、住民サービスの向上につながる事業など、様々な分野で協働体制を構築できるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 谷議員。

○11番（谷 守君） 最後の部分は非常に重要なお話だったんですけれども、その部分は機会を改めてお聞きしたいと思います。

そこでこの部分なんですけれども、あくまでもシリーズ化してお聞きするということなんで、今回は若者の支援ということでお聞きしました。私は、今回の部分は結婚から子育てまでという意味合いがすごく強くて質問したところなんですけれども、まず60万円の問題。60万円問題と、自分で今言ったんですけれども、これは実際限度額を上げて60万円を受けている自治体もあるわけだと承知しています。そういった面では、先ほどの住宅費控除の適用にならないだとかという、諸条件はクリアできるんじゃないかなって私は思うんですけれども、その辺はもう少し熟慮して検討していただきたいと思います。

それと、通常の問題なんですけれども、その次に改修費の助成で本市も行っているからかぶるという話。改修費の20万円助成の分です。これは、あくまでも若者世帯の対象ですので、とっととやってもらいたい。とっととやってもらいたいというのは、40歳未満から生産労働年齢ですか。少なくともスムーズにできるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。その一点だけ確認していただきたいと思います。

○議長（山居忠彰君） それでは、答弁調整のため暫時休憩いたします。

（午前10時47分休憩）

（午前10時49分再開）

○議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、リフォームの活用状況についてです。令和5年度の実績としましては、86件のリフォームの活用がありました。今年度、令和6年11月末現在でいきますと59件の利用実績となっています。冬場になりますとリフォームの申請も少し落ちぎみになりますので、前年よりは下回るような形になるかと思っています。それと、新築助成について、先ほど若者世帯の対応という話がありましたけれども、この部分で子育て・若者世帯についての新築助成の対象としての

加算額があります。これについては2件。4件の今新築助成の活用がありますけれども、そのうちの2件が子育て・若者世帯の加算を活用されているという実態があります。

議員のほうからお話ありました新婚新生活支援事業。こちらの事業も道の支援となりますので併用した形で使えることになろうかと思います。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 2番 石川陽介議員。

○2番（石川陽介君）（登壇） 令和6年第4回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、羊と雲の丘観光施設につきまして質問をいたします。

まずは、前段で認識の共有をしたいと思います。先日の令和5年度の決算報告でもありましたが、単年度実質収支4億7,000万円の赤字といった財政状況の厳しさが続く中におきましても、将来を見据え、新しいチャレンジや変化を促していかなくは士別の将来が先細ってしまいます。今後ともチャレンジや変化を促すためにも、まずは今行っている事業を見直し、廃止していかなければならないということが今の士別のステージだということは、議場にいる方は理解されていると思いますし、士別に住んでいる全員が共通認識として持ちたいところです。

その中で現在、行政として士別市の将来、未来を考え、様々な事業廃止をされているところ、そしてこれからさらに進めていくところと存じます。市内で様々な方と話していると、事業廃止の順番について、市民の生活を守っていく扶助費以外の部分で、まずは機能をほかのもので補完でき、お金を生まないハードやソフト事業から廃止すべきとの意見を多数の市民の方からお聞きしております。廃止・縮小はもちろん、予算の使い方として5年、10年、20年と未来へ向けた教育や経済に関わる事業への投資をすべきとの意見も聞いております。特に、教育については継続的に推進していかないと、ハードなどが整っていてもそれを生かせる人がいなくなっていく状況なども容易に想像できます。

また、少し話はずれますが、廃止統合については、プロセスとしてもっとコミュニケーションを取るべきとの意見を聞いております。財政状況についての説明や事業アセスの先に何を見ているのか。どのようなまちを目指しているのかなどのビジョンを示す必要もあるかと思います。将来のビジョンがあるからこそ、今、事業アセスを行っていること。なぜ該当の事業がアセスメントの対象になったのかなども、それぞれの審議会や委員会、ステークホルダーの方々との話し合いが必要ではないかと思います。市民に対しても、同様にオープンな説明会が必要ではないかという意見も出ています。

話を戻します。先般、11月15日に行われた市長記者会見の資料の中に、持続可能な財政運営を目指してという資料がございました。まずは、ぜひ市民の皆様にも御一読いただけたらと思うところです。その中に改善の視点とあり、主に10点のポイントが示されています。少し読ませていただきますと、単に財政が厳しいからという視点ではなく、各種事業の目的や必要性な

どを再度見詰め直し、次の視点で事務事業見直しと公共施設の最適化を行いますとあります。

10点のポイントは、上から順に合併した当時の人口2万4,000人と同じ規模で提供しているサービス・事業はないか。10年後を見据え、今からスリム化に着手が必要なものはないか。他市町村と比較して、過大なサービスや人員配置はないか。民間と競合している事業や民間の事業を圧迫しているものはないか。人員不足によってサービスの破綻が目に見えているものはないか。著しく稼働率の低い一部受益者に偏った設備・システム・サービスはないか。経費はかからないものの、マンパワーがかかり効果が見合っていない事業はないか。廃止はできなくても、サービスの提供方法を変更できそうなものはないか。統合や共催によって重点化、ほかとの差別化を図り、魅力を向上できそうなものはないか。取組が形骸化し、漫然と行っている事業・サービス・イベントはないかとあります。非常に重要な視点だと思います。

一方で、これらに加えて将来を見据え、先ほど来から話している未来に対してレバレッジをかけた投資的な視点も重要かつ必要と考えます。前段が長くなりましたが、これらのことも踏まえながら質問をいたします。

先ほどと同じ資料に、主な見直し対象事業、廃止、縮小などの枠組みがあり、事務事業アセスメントの取組による対象事業を選定し見直しを行う主な事業に、令和9年、2027年度予算に向けて世界のめん羊館管理運営事業がございます。まずは、こちらの施設・事業の概要をお聞かせください。また、羊と雲の丘観光施設の運営にかかっている指定管理料は幾らか、過去3年分もお聞かせください。

手法は様々あると思いますが、士別市のシンボル、ランドマークとしての機能は持ちつつも本市の財政も鑑みて、それら指定管理料の圧縮に向けて検討していく必要があると考えます。ほかのまちの議員と話をしていると、公共施設や指定管理施設は様々な議論を重ねた上、10年以上前に廃止や譲渡を実行しているという話を聞きました。誰が運営するかも重要なものかもしれませんが、どのような運営、在り方をするかが最も重要と考えますので、今こそ施設の在り方を検討すべきと考えますがいかがでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君）（登壇） 石川議員の御質問にお答えします。

初めに、羊と雲の丘観光施設についてです。本市の羊によるまちおこしは、昭和42年、農業の複合経営を目的に飼育されていたサフォーク羊に注目し、まちづくりの顔としてサフォーク研究会が中心となり運動を展開されたことがきっかけです。その後、官民連携による観光振興を目指し、平成4年に体験学習施設羊飼いの家、6年に世界のめん羊館、21年にめん羊工芸館くるるんを開設しました。平成7年には、約250人の市民参加により羊と雲の丘の牧柵整備が行われ、現在も継続した催しとなるなど、市民にも支えられる施設となりました。

当施設における主な事業の概要ですが、花壇整備や施設内の草刈り、牧柵整備の資材購入等を行う羊と雲の丘施設管理運営事業をはじめ、世界各国の珍しい羊と触れ合える世界のめん羊館、羊毛を使った工芸体験ができるめん羊工芸館くるるんの管理運営事業のほか、指定管理者

である羊と雲の丘観光株式会社の自主事業として羊毛製品などの販売や、良質な士別産羊肉料理が味わえるレストラン羊飼いの家、長期連休などに実施される羊の毛刈りショーやシーブドッグショーなどの取組により数多くの観光客が訪れ、地域の活性化や観光振興が図られています。

次に、指定管理料についてです。羊と雲の丘施設管理運営事業費、世界のめん羊館及びめん羊工芸館くるるん管理運営事業費を合わせた過去3年分の指定管理料の決算額は、令和3年度4,261万3,000円、4年度4,777万9,000円、5年度5,293万7,000円です。

今後の施設の運営や在り方等についてですが、当施設は本市の観光拠点としてより一層魅力を高められる施設であると考えています。しかし、現状は展示用羊の種類の減少や、飼育者の慢性的な人員、人材不足、さらには多くの作業機械の更新時期など運営や維持管理に苦慮している現状があります。長きにわたり官民連携の下進められてきたサフォーク羊によるまちづくりを振り返りながら財政的視点も含め、施設の運営や在り方について検討が必要だと捉えています。世界のめん羊館管理運営事業を事務事業アセス対象事業とし、令和9年度予算での見直しに向けて検討を進めてまいります。併せて、羊と雲の丘観光施設については、公の施設としての必要性や最適な施設の運営の在り方について、幅広い視点を持って総合的な検討を進めていく必要があると考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答で質問をいたします。

健康保険証の廃止とマイナ保険証の一体化についてであります。マイナ保険証については、12月2日から現行保険証の発行を停止しマイナ保険証に一本化されました。政府は、マイナ保険証の利用促進に躍起ですが、いまだに利用率は10月時点で15.67%にとどまっています。マイナ保険証で大丈夫なのか。安心して医療が受けられてきた保険証が使えなくなるのではないかという不安が広がっております。

これまで、黙っていても保険証が届いて何ら不便も問題もなかったのに、その保険証の新規発行がなくなれば国民皆保険制度の根幹が崩れかねません。デジタル庁によると、9月末現在、マイナンバーカードに保険証として利用を登録しているカード保有者数全体の81.2%に達しています。多くの国民がマイナ保険証を持っているのにもかかわらず、医療機関の窓口では従来の保険証を利用しているのが実態です。マイナンバーカードに対する不信や不安の根強さを表しています。

2日からマイナ保険証に一本化され、市内の医療機関での利用状況と問題点をお聞きいたします。

開業医が加入する全国保険医団体連合会の調査では、マイナ保険証オンライン資格確認のトラブル・不都合があった医療機関は7割。このうち、約8割は現行の保険証で対応しました。一方、一旦窓口の10割負担を求めざるを得ない事例も寄せられており、中には受診を諦める事

例も生じています。マイナ保険証のトラブルで、患者さんも医療機関も不安、負担が増えています。このようなトラブルを避けるため、厚労省も当面紙の保険証を利用でき、マイナ保険証のない人には資格確認書が届けられ、これまで同様の医療を受けられますと言い始めております。

マイナ保険証は5年ごとの更新が必要です。更新を忘れてしまい申請漏れが発生することは容易に想像できます。マイナンバーカードの交付は、2020年以降急増しました。今後の期間切れによる混乱がさらに増えると思込まれます。更新手続は自分で行わなければなりません。管理することが難しい高齢者や、障害者は置き去りにされてしまうとの声が上がっております。当面は資格確認書は交付されますが、その先の対応はどうなるのでしょうか。お聞きいたします。

全国保険医団体連合会の調査では、高齢者や障害者施設の9割が入居者のマイナンバーカードの管理は困難としており、市内の施設においても同様な状況だと思います。保険証廃止で困るのは国民や医療機関だけではなく、自治体でも膨大な事務作業が発生すると見られます。事務の煩雑さから、全ての人に資格確認書を送付する自治体も広がっております。市民の中にも、医療に関する不安が広がっていると思います。あらゆる機会を捉え、正確な情報を市民に発信していただきたいと思います。そのことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

(降壇)

○議長（山居忠彰君） 丸市民部長。

○市民部長（丸 徹也君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、マイナ保険証の市内医療機関での利用状況と問題点についてです。

マイナ保険証の利用状況については、市内医療機関全ての状況は把握できませんが、市立病院の外来患者におけるマイナ保険証利用率は、7月分9%、8月分10%、9月分14%となっており、マイナンバーカードの保有率と比較して低調な利用率であることが課題であると認識しています。現在は、現行の保険証と併用することが可能であり、本人が選択して使用できるほか、紛失などカードの管理やシステムの不具合といったトラブル時の警戒感が大きいことも要因と考えています。

本市においては、11月末現在市民の約8割がマイナンバーカードを保有し、本市国民健康保険と後期高齢者医療保険被保険者のうち、約7割の方が保険証の利用登録をしています。さらに、市内全ての医療機関がマイナ保険証での受診ができる体制となっており、その利用率は国保において7月15%、8月23%、9月24%、後期高齢者医療において7月11%、8月15%、9月17%と徐々に増加しており、今後利用者は増えていくものと考えています。

次に、紙の保険証と資格確認書の取扱いについてです。経過措置として、発行済みの保険証に有効期限の記載があるものはその期限まで。有効期限の記載がないものは、令和6年12月2日から1年間使用することができることとなっています。その後については、議員お話しのとおりマイナンバーカードを持っていない方や、カードを持っているが健康保険証利用登録をさ

れていない方には、資格確認書が交付されます。資格確認書の有効期限は最長５年以内とされ、保険者が決定することとなっており、本市国保や後期高齢はこれまで同様１年間としているところ です。

次に、高齢者及び障害者施設入居者のマイナンバーカードの管理についてです。全国保険医団体連合会の調査結果にもあるように、暗証番号や保管方法の問題などから、カードの取得・管理に関しては本人とその家族が管理することを基本としている場合が多い傾向にあるようです。市内施設におけるマイナンバーカードの管理については、御家族等の意向にも配慮する中で、施設が入所者を取りまとめカードを取得・管理している施設もあり、引き続き施設と連携し、職員による出張申請受付など申請サポートを行うことでマイナ保険証の利用に向けて対応してまいります。

12月２日から新規保険証の発行が停止となり、マイナ保険証の利用が基本となりました。市といたしましては法令を遵守し、市民には本制度に対する理解と信任を得られるよう丁寧な周知に努めてまいります。また、安心して医療を受けられる安全な医療を提供できる体制づくりと安定した制度の構築に向けては、引き続き、北海道や市長会と連携し国に対して要望してまいります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○８番（佐藤 正君） 再質問をいたします。

マイナ保険証は始まって１週間ぐらいだということで、大きな今のところは問題がなさそうなんですけれども、紙の保険証が廃止される約１年後には、マイナカードで受診することになるんですけれども、今までにもマイナ保険証についてはいろいろ問題というか、不都合があったということで利用率は少ないような状況になってきていると思います。

マイナ保険証の有効期間は５年ということで、５年ごとに更新しなければならないということなんですけれども、今までの紙の保険証だと何もしなくても自然にというか送られてきたんですけれども、マイナンバー保険証の更新の案内というのは来るのでしょうか。うっかり更新を忘れて、いざ医療機関にかかろうとしても切れているからかかれないような状況に陥ることはないのでしょうか。

それと、マイナ保険証を持っている人に資格情報のお知らせというようなお知らせも来ると思うんですけれども、どのような方法で交付されるのかお聞きしたいと思います。

これからもいろんなトラブルも発生するかと思いますが、市民に分かりやすい情報を提供することが必要だと思います。今の答弁にもありましたけれども、丁寧な周知を行っていくということですので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 丸部長。

○市民部長（丸 徹也君） まず一点目、マイナカードの更新の関係でございます。議員のほうからお話ありましたとおり、マイナカードにつきましては５年に一度内容の更新。それから10年

に一度カード自体の更新という形で制度上なっております。皆様、まず最初に、5年に一度更新の手続きが必要になるんですが、この部分についてはカード自体の内容のＩＣチップの中に書いている４情報、この部分の書換えという形になるんですけれども、この部分については、有効期限の３か月ほど前までにはＪ－ＬＩＳから直接皆様に御連絡が入る形になります。それを受けまして、市町村の窓口のほうで更新の手続きをしていただく形になります。当然その時点では、マイナ保険証ですとかそういう連携のほうをされていらっしゃる方については、その部分は継続ということになりますので、お話にありましたとおり５年に一度のそういった手続きについて必ず更新作業を、手続きをしていただくようお願い申し上げたいと思います。

それと、資格情報のお知らせについてという部分についてのお話がありました。こちらにつきましては、いわゆる現状皆様が加入されている保険の内容をお知らせしたカードになります。こちらについては、資格確認書とはちょっと違まして、現時点で加入されている内容を各保険者が市民の皆様にお知らせしているものでございます。

例えば本市で言えば国民健康保険、後期高齢者医療の部分につきましては、７月に毎年新しい保険証をお送りさせていただいている形になりますが、今回については、最後の保険証の交付ということになったんですけれども、その時点で資格の内容がどういったものなのかということで、皆様が加入されている保険の内容をお知らせしたものになります。こちらにつきましては、今現状病院等でどうしてもマイナ保険証とか使った場合にシステムの不具合で御迷惑をかけている事象もあるようでございます。そういった場合などに、例えば資格情報のお知らせというものをもちになられて、現行の加入状況を表示していただいたりという部分で活用していただくということも可能でございますので、そういった部分で対応できるよう各保険者からお送りさせていただいているということでございます。

最後に、先ほども議員のほうからもお話ありましたが、今現状、私どもマイナ保険証の活用状況というのはなかなか進んでいないという状況は把握してございます。この部分については、まずはこの制度の安定した制度の構築というのが大前提にはなるんですけれども、私ども市としても、この制度の内容、マイナ保険証の部分についても市民の皆様に対しては懇切丁寧に対応、周知に今後とも引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○８番（佐藤 正君） 再々質問ということで、今答弁がありました資格情報のお知らせについていまいちょっと理解できなかったんですけれども、これはマイナ保険証を持っている人に交付されるというか、お知らせされる制度ではないかなと思うんですけれども、具体的にはマイナ保険証を出して不都合があった場合に資格情報のお知らせを出して受診できるというシステムのものだと思うんですけれども、この資格情報のお知らせというのはマイナ保険証を持っている人に全員に配布されるものなんでしょうか。その辺ちょっと分からないものですから。

○議長（山居忠彰君） 丸部長。

○市民部長（丸 徹也君） 再々質問にお答えいたします。

ちょっと説明が言葉足らずで申し訳ございません。今回、資格情報のお知らせという部分につきましては、マイナ保険証を持っている方が資格情報を確認するために申請によらず交付するという部分が基本的な考えです。当然、マイナ保険証に手続をされていらっしゃる方、現行でまだ保険証しか持っていない方いらっしゃると思いますが、国民健康保険の場合におきましては、7月の時点で新しい保険証、こちらについては、今回最後の発行ということでしたので、被保険者の皆様に配布しているものでございます。

この中身というのは、当然このお知らせのみでは受診することはできません。マイナナンバーカードとマイナ保険証の手続をされている方が何かしらその内容を病院のほうでも確認できない場合に、お知らせを提示することで資格確認ができるというものでございまして、配布する配布しないの部分については各保険者の考え方にはよるんですけれども、現状としては各保険者のほうで、保険証の今回切替えのタイミング、または時期的に一斉に送らせていただいているのではないかと考えているところでございます。

ただ、12月2日以降については当然紙の保険証というものは廃止になりますので、今後については保険証の送付の機会というのは当然ございません。また、資格情報のお知らせについては基本的にはマイナポータル等で確認いただくというのも原則になってくると思うんですが、そういった部分できない場合については、この資格情報のお知らせをもって資格の内容を確認していただくという形となりますので、その分について各保険者のほうから送らせていただくような形になるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次の質問に移ります。

訪問介護サービスにおける介護報酬改定後の影響はということで質問をいたします。今年4月から介護報酬が改定され、今回の改定では訪問介護の基本報酬が2から3%引き下げられました。訪問介護は要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般を援助するサービスで、身体介護、生活援助、その両方がケアプランの合意に基づき提供され、在宅生活を根本で支える、なくてはならないサービスです。

今回の介護報酬改定で、訪問介護は他の介護サービス事業所より高い利益を上げているという厚労省の調査を根拠に基本報酬を下げるのが提示されました。しかし、国会審議では同じ調査で訪問介護事業所の約4割が赤字状態にあることが分かっています。昨年11月20日の北海道新聞電子版では、2018年以降、夕張市をはじめ6市町村の社会福祉協議会が訪問介護事業所を廃止しています。超高齢化社会で自分らしい生活を送るために、訪問介護は必須のサービスです。介護度の高い方、認知症の方はヘルパーさんなしでは在宅生活が成り立ちません。ヘルパーさんは、できるだけ自宅で過ごしたいという利用者の思いに寄り添った支援を行う存在で、

在宅生活を支援する国の方針にも欠かせない事業です。また、自宅で過ごす上でできることを自分で行い、できないところの支援をすることを繰り返す中で、利用者のできることも増えることがあったり、生活の意欲が生まれたり、その人らしい生活を続けていく支援を行っている側面にヘルパーさんは貢献しております。

在宅生活を支える根本とも言える訪問介護事業所の撤退は、より一層介護難民を生み出すことになりかねません。介護報酬引上げの再改定を早急に実施しないと、事態はより深刻になります。本市の訪問介護事業所数とヘルパー数、利用者数、経営状態を教えてください。

事業所がなくなると、在宅に必要な介護が受けられず生活ができないことにつながります。在宅医療の前提も崩れてしまいます。道内の訪問介護事業所を市町村別に見ると、既に事業所がないゼロ市町村は14、1事業所の市町村は65、2事業所の市町村は39。こうした地域での閉鎖は深刻です。介護職員不足も深刻です。人材確保ができていない事業所は3割と言われています。訪問介護員は80%が女性で、平均年齢は50.5歳です。今後、介護職員が少なくなれば、事業の存続、拡充はできません。本市の訪問介護の課題、考え方をお聞きいたしまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、訪問介護の事業所数と訪問介護員、いわゆるヘルパーの人数についてです。事業所数については、市が事業所指定を行う基準該当サービス事業所を除き、北海道の指定を受けた3事業所がサービス提供を行っています。事業所ごとのヘルパーの人数は、1つ目が常勤3人、非常勤5人の計8人。2つ目が常勤2人、非常勤5人の計7人。3つ目が常勤4人、非常勤3人、計7人。合計では、常勤9人、非常勤13人、計22人となっています。

次に、利用者数のお尋ねがありましたが、5年度5月から10月までの数字で申し上げますと、5年度は1,722人、6年度は5月から10月で1,961人となっているところです。

次に、経営状況についてです。訪問介護の報酬改定後の給付費への影響は、本年4月から9月までの提供分と前年同期を比較しますと、利用者の増加に伴い提供件数、日数、給付費は全て増加していますが、1件当たりの給付費では1,276円、1.25%の減、一日当たりの給付費では251円、4.61%の減となっています。

事業所への聞き取り調査を行った結果、2つの事業所では利用者の減少や報酬改定の影響を受け収支が悪化しているとのことで、特に報酬が高い身体介護が大きな影響を受け、昨年の同月比較で10万円以上の減収となる場合もあると伺っているところです。一方で、収支が改善した事業所もあり、要因としては報酬の高い身体介護の利用者増加により安定した収入が得られるようになったとのことですが、役員報酬の削減や人員確保のために資格保有者の待遇を改善するなど、報酬改定によるものではなく事業所の経営努力によるものとなっていると伺っております。

全ての事業所からは、訪問介護の減額改定に加えて処遇改善加算の算定はできますものの、

該当する職員の人件費等をより多く支出することとなり、事業所の収益は上がらないとの苦しい現状も伺っております。

最後に、訪問介護の課題などについてです。在宅生活を支える訪問介護は、生活習慣が異なる高齢者のニーズに対応した家庭内において、一対一でサービス提供を行うことから適応力のある人材確保が必要となります。また、初任者研修などの資格取得も必要な職種でありまして、人材確保も重要です。今回の聞き取りでも、一番の課題は人材確保であるとの回答であり、安定した人材確保には全産業平均の賃金を下回る介護職種の処遇改善や、ＩＣＴ機器の導入などによる省力化など介護業種の魅力アップを図ることが必要だと思います。

訪問介護のみならず深刻なこの介護人材不足に対応するため、今年度から実施している介護従事者確保緊急支援事業などを通じて人材の確保・定着に資する取組を進めますとともに、事業所と意見交換を行うなど連携を図る中で、継続したサービス提供が行えるよう努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 佐藤議員。

○８番（佐藤 正君） 再質問をさせていただきます。

今後、数年間は高齢者が増える傾向にあると思います。利用者数も増えてきておりますので、その傾向はあると思います。介護を受けられない状態に陥るのではないかと心配しているところです。介護保険料を払っても介護を受けられないということのないように、介護事業所、ヘルパーさんの確保に全力で取り組んでいくとともに、何らかの援助も必要ではないかと思います。

先ほどもお話ありましたが、介護保険事業所からは常時募集をかけても集まらないという声も聞かれております。また、ある事業所では役員報酬を下げて、その分をヘルパーさんに還元している事業所もあると聞いております。本市の介護現場で働く人への支援制度はありますが、訪問介護の人は該当にならないということで、市からの援助も欲しいという声も聞かれております。訪問介護における具体的な市の援助の方法が、今実施されているものがあればお聞かせください。

○議長（山居忠彰君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） お答えさせていただきます。

私たちのほうでも、介護人材の不足が深刻化しているという現状の認識の下、これまでも取り組んでいました、例えば研修を受けるときの貸付金でありますとか、事業所が研修する際の補助ですとか、実習生を受け入れるときの補助ですとか、そういったこれまで取り組んできたことに加えて、先ほど答弁で申し上げましたように、従事者確保の緊急支援事業のほうを実施して支度金ですとか家賃補助ですとか、再就職の支援とかといったことに取り組んで介護人材を一人でも多く確保できるようにということで取り組んできたところであります。

今回、具体的には訪問介護に市からの援助をとということでございますけれども、基本的にこ

の介護保険の事業所の在り方としては、サービス運営に係る部分、例えば建物や人件費等については基本的には介護報酬で担っていくというのが制度持続的な観点からも必要だと思います。その一方で、眼下の現状を見ますと、例えば老人保健施設協会などが発表しているところでは、24年の春闘の平均の賃上げは5.1%であったのに対して、介護職員のほうは2.52%にとどまっているということで、ただでさえ全産業平均を下回っているこの現状下において、さらに介護現場のほう安くなり、価格差が広がっていくような現状が懸念されているところでもあります。

市からの直接の補助ということは、報酬で賄うという点からいきますと、とても難しいこととは思いますが、今回国が出しています補正予算の中に、介護事業所の職場環境改善に向けて新たに補助金を創設して交付するということを打ち出しておりまして、現在その補正については審議をされているものと思います。もしもそういった補正予算のほうを通りましたら、来年早々にもそういった事業所のほうに御案内をされると聞いておりまして、これはもう訪問介護に限らず介護保険で処遇改善を行っているところ、加算を受け取っているところが対象となるということでもありますので、そういったような制度なども活用していただきながら介護現場で働く方の待遇の改善につなげていくことがいいのかなと感じているところです。

以上をもって、答弁とさせていただきます。

○議長（山居忠彰君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時41分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） それでは、今回、私自身の不注意でアキレス腱を痛めてしまいました。質問の形態を特別な御配慮をいただきましたので、これから質問に入りたいと思います。なお、お話をする上では全く問題ありませんので、この点も併せてよろしくお願いいたします。

それでは、通告のとおり一般質問を行います。

令和7年度予算編成方針について、その取組の内容をお尋ねいたします。令和7年度の予算編成に当たっては、市長が10月30日付で各部課長に対して予算の基本方針を示しました。その概要を若干申し上げますと、令和7年度においては厳しい予算編成となることが想定される中、人口減による構造的な課題や多様化・複雑化する行政需要への対応と、時代の変化や人口規模に応じた行政機能のダウンサイジングと安定した市民サービスの提供を両立させるため、創意

工夫と柔軟な発想による施策や地域内の好循環創出などにより、市民満足度・幸福度に結びつけていくことが重要であり、ここで大事なことを言っていますので繰り返します。市民満足度・幸福度に結びつけていくことが重要であり、市民生活と地域経済を守り抜く気概を持って、市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちの実現を目指すために、ここも繰り返します。市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちの実現を目指すために、1つ目として、まちづくり総合計画の推進、2つ目として、安心できる暮らしと活力ある地域経済の創造、3つ目が地方創生の推進に向けた取組、4つ目が財政健全化実行計画の総仕上げ、5つ目として、多様な人材の確保・育成に向けた取組、6つ目が地域DX・GXの推進等による新たな価値の創出、7つ目として、病院事業における経営強化プランの推進、8つ目として、国や道の動向の的確な把握と対応。以上8項目に基づき、予算編成に取り組むよう伝えられております。

本市の財政状況に鑑み、安全・安心な市民生活の確保と市民サービスを継続するため、将来に向かって持続的な財政運営基盤の確立を目的に、令和3年度から7年度を計画期間とした士別市財政健全化実行計画を策定しております。新年度が計画期間の最終年度であります。そこで、直近の5年度実績では10項目の効果額見込みに対して8項目が達成しており、おおむね計画どおり進捗しているんだと思っております。

現在、財政状況が厳しい環境の中で、予算編成方針で示されたことを基本に編成作業が進められていると思いますが、基本に据えるべきは市民の利便性を損ない、その結果負担が増え、現行の市民サービスが低下をして多くの市民に住みづらくなったと思われることを避けることが大事だと思います。そこで、新年度において市民生活に直結する取組や、本市が基幹産業としている農業に対する施策のうち、新規及び拡大を予定している事業があればその内容と考え方をまず伺います。

次に、過日示された公共施設マネジメント基本計画に基づく最適化に向けた統廃合の取組、このことについては今定例会で真保議員が質問を通告されていますが、今後も様々な機会を通して議論されることになるだろうと思います。今回は、新年度予算に係る事務事業アセスメントの取組によって見直しを行う事業についてお尋ねをいたします。

見直しによって廃止・縮小などの対象となる事業は、令和7年度から3年間で17事業、事務の効率化、行政サービスの適正化として8項目がそれぞれ示されております。そこで、令和7年度は9項目の事業が予定されていますが、9項目全ての事業について対象とした経緯とその詳細及び市民関係団体、組織とどのように向き合って共通理解や合意形成を得るお考えがあるのかを伺って、この質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 大西議員の質問にお答えします。

初めに、市民生活に直結する新規拡大事業についてです。今般国では、令和6年度補正予算案を閣議決定し、経済対策費として13兆9,000億円が計上されたことから、こうした予算を活用した取組が市民生活に直結する一番の新規拡大事業になり得るものと考えていますが、現時

点では7年度予算ヒアリング前でもあり、お示しするのが難しい段階にあります。基幹産業である農業に関しましても、同様に現時点では具体的なものをお示しできる段階にはございませんが、令和7年度が計画の最終年度となる第4次士別市農業・農村活性化計画に基づく施策を展開している中で、引き続き国や道からの交付金を有効に活用しながら各種事業の推進を図っていく考えです。

また、今年度において厳しい財政状況の中、てん菜作付振興事業において肥料高騰対策への補助を実施しましたが、計画の4つの柱の1つであります土づくりの観点から、近年の物価高騰や国の政策などによる急激なてん菜作付面積の減少が懸念されたことから、補助メニューを追加の上、事業を拡大して取り組んできたところであり、7年度においても見直しを加えながら継続をしていく考えです。

このほか、大西議員から御提案いただいた次期計画への反映に向けた農業人口減少対策における調査・研究を実施するとともに、現計画の中間評価を行うため、農業者を対象に近年の農業を取り巻く環境変化に対する意識や各種取組状況を把握するためのアンケート調査を実施しました。今後、この調査・研究やアンケート調査を踏まえ、農業者等との地区別意見交換会や関係団体との意見交換、他自治体の取組事例なども参考にしながら現計画の検証を行うとともに、第5次農業・農村活性化計画の策定とこれに基づく新たな施策の検討に着手をしてまいります。

次に、事務事業アセスメントの取組のうち、7年度予算編成に向けて見直しを進めようとする9項目についてです。

初めに、国際交流・地域間交流事業については、交流の相手方となるみよし市、ゴールバーンとともに人口が増加している一方で、本市においては既に事業の継続が困難なほど子供の数が減少していることが対象事業とした要因の1つです。サッカーとミニバスケットボールは今年度の派遣を見送り、野球も数年以内に難しくなることが想定されている中で、財政的な理由のみならず受け入れる保護者側の負担も大きくなっており、既に本市の産業フェアとみよし市産業フェスタの際に副市长同士の協議の場を持ち、併せて関係団体とも共通理解に向けた協議を進めているところです。

なお、国際交流については、交換留学が翔雲高校の魅力の1つでもあり、ゴールバーン側からの強い希望もあることから、派遣人数については検討の余地はありますが当面は事業を実施、継続していく考えです。

次に、季節移住対策事業についてです。コンパクトシティの考え方や本市に末永く住み続けられる環境づくりなど、将来には何らかの対応が必要になってくるものの、この間の取組において、現時点ではニーズが少ないこと、市営住宅・民間住宅との整合やバランス、自己所有住宅の管理方法などすぐには解決が困難な課題が多くある実態を把握しています。こうしたことから、得られた調査結果は今後に生かしつつもいま一度立ち止まって見直す必要があるとの判断から対象としたものです。なお、利用希望のあった方など関係者とは既に協議済みです。

次に、単位老人クラブ補助事業についてです。北海道からの補助金に市が上乗せする形で、この間長期にわたり補助してきた経過がありますが、段階的に北海道の基準に合わせるよう見直しを進めようとするものです。同じく、老人クラブ連合会運営事業についても事業費の大半を占める交流会等送迎費用の支出方法や回数を見直そうとするもので、両事業については補助金の在り方や適切な使用に向けての御理解をいただくため、連合会役員や単位クラブ会長などを対象とした説明会を開催するなど、丁寧な対応に努めていく考えです。

次に、子育て世帯サフォークポイント支援事業については、地域で子育てを進める観点からサフォークスタンプに加盟する店舗での買物に対して、2倍のポイントが付与される事業ですが、子育て支援としての効果や達成度の把握が困難であることや、ポイント付与が一部の世帯に過剰に偏っていることなどの課題があることから見直しの対象としたものです。既にサフォークスタンプ組合との協議の中で一定の理解を得ており、広報やホームページ等で利用者へ周知を図りながら進めていく考えです。

次に、労働福祉対策推進事業についてです。労働福祉の啓発等を通して、労働条件及び労働環境、勤労者等の労働福祉向上を図ることを目的とした事業ですが、事業費のほとんどがメーデーの開催費補助となります。一定の事業目的を達成したと捉え、連合北海道士別地区連合会と補助金の必要性や廃止、縮小について協議を進めてきたところであり、今後は補助を受けずに事業を進めるとの回答を得ているものです。

次に、図書資料整備事業と図書館管理運営事業についてです。アセス対象事業の選定に当たり実施した職員提案において提案数が多かった事業の1つであり、文科省が望ましいとしている基準の2倍近い蔵書数を有している現状や、施設の面積、人員など根本からサービスの水準を見直すべきとの観点から対象としたものです。市民が図書に触れ、図書に親しむ機会を確保することはとても重要なことですが、適正な規模の図書館にしていく視点も重要であることから、市立士別図書館協議会の皆さんをはじめとする関係者と協議をしながら進めていく考えです。

次に、あさひサンライズホール管理運営事業についてです。今年度をもって協定に基づく5年の指定管理期間が満了することから、年間8,000万円を超える指定管理料や業務内容の妥当性などを踏まえ、次の5年間の協定締結に向けて見直しが必要との判断から対象としたところです。現在、指定管理業務を受託している舞藝舎との協議を進めているところであり、一定の合意が得られた後に再指定の手続を進めていく考えです。

今後において、新たな事業や事業の拡大を実施していくためにも合意形成を図りつつ、一定のダウンサイジングを実現することが必要不可欠であり、これなくして適正な職員数の実現や持続可能な財政基盤の確立はなし得ないものと考えており、予算編成方針にその考えを盛り込んだところです。引き続き、市民理解が深まるよう丁寧な説明に努める中で、時代の変化や人口規模に見合った行財政運営を目指し、8年度以降に予定する見直しも含め着実にこの取組を進めてまいる考えです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは何点が質問させていただきますけれども、市長が先ほどおっしゃったダウンサイジング。私もその意味をしっかりと分からないのでいろいろと調べてみると、まずは小型化してコスト削減や効率化を図る意味もあると。これはそういう意味でやっているんですけれども、もう一つは現状の機能を保ったまま無駄を減らしコンパクト化するということなんで、ここでのダウンサイジングというのはこの意味のどれを指して今進めようとしているのか。

それからもう一点ですけれども、7年度で新規拡大については、今、編成作業中で具体的に示すことは困難だということでもあります。これは一定理解いたします。ただ、農業について、6年度で拡大あるいは新規として農業人口減少対策における調査・研究事業、予算額10万円ですけれども、決算額は分かりませんが、この結果一刻も争う担い手対策の一環だと理解していますから、スピード感を持って新たな政策を具現化する努力が7年度にかけて必要ではないのかということが1点です。

それから、事務事業の見直しの中で気になるのは地域間交流事業。みよし市、あるいはグローバル市でありますけれども、これは言うまでもなく歴史ある交流事業だと思っています。多くの市民がこの交流事業に何らかの形で参画をしているということでもありますから、そういう意味で少子化で子供たちが減って交流が困難だというのが1つの理由だと思いますけれども、市民単位で交流できる可能性を探る必要があるんじゃないかと思います。

事務的に副市長同士で話をしているということでもありますけれども、交流事業というのはこの話出たときで終わっちゃうんじゃないかと。発展的にもっと違う形で交流を続けようという前向きな協議をぜひ副市長まだこれからやると思うんで、この点をぜひお願いをしたいということでこれは確認をさせていただきたいと思います。

それから単位老人クラブ、それから老人クラブ連合会の運営事業ですけれども、ちょっと分からないのは北海道基準というのはどういうことなのか。現行として幾ら減額をしようとしているのか。

これが1点と、もう一つ気をつけなきゃならないのは老人クラブなり連合会を組織している人たちは、言うまでもなくこのまちを様々な立場で盛り上げていただいた人たちだと思います。その方々が現役を退いてこのまちに住み続けておられます。そして、仲間と集い学習やレクリエーションを行うに対して楽しんでいる方々ばかりであります。ですから、過度の減額は慎んでほしい。これは行政も一定の今までの功績に応えるべく一定の支援は必要だと思いますから、何点が申し上げましたけれども、この点について分かりやすく具体的に御答弁をお願いいたします。

○議長（山居忠彰君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 再質問にお答えいたします。

私からダウンサイジングの考え方と、それとみよし市との交流事業の関係についてお答えいたします。

予算編成方針でも表記していますダウンサイジングという部分でありますけれども、これ先ほど大西議員がおっしゃったとおり、廃止、縮小によってコンパクトにするといった部分と機能を残したまま無駄を省いてコンパクト化すると。その2つの意味があってそのどちらなんだということなんですけれども、ここで考えていますのはその両方です。ある部分は当然廃止、縮小で無駄というか過度なサービス等がないか見直しをするということもありますし、機能は当然残したままコンパクト化して継続してやっていくといったような事業、当然中にありますので、それらの両方の意味が含まれるということで考えていただきたいと思います。

それとみよし市との交流でありますけれども、私が11月にみよし市訪問しまして、みよし市の副市長と協議をさせていただきました。その前には士別市内において、野球、あるいはサッカー、そういった団体と何回か協議を重ねて、今後どういう方向で進んでいったらいいだろうかというような意見も当然いただいております。

その中で、やはり子供の数がどんどん減っていく状況は否めないと。そうすると、チームを単独で組めない状況もありますし、派遣もできないといった状況もあるので、現実問題としてあと何年間までは今の形で交流を続けましょうよと。ただ、その先については改めて見直しましょうよという話もしてきておりますし、今回そうしたことで何か終わってしまうのではないかということじゃなくて、交流については、当然今後も続けてまいりますし、昨年度か2年前から新たにミニバスケの団体も交流したいということで今やっておりますので、そうしたことで今後も新たな交流の希望等があれば、その時点でお互いに協議しながら市民単位、子供たちも含めて今後も交流を続けていくということで考えていきたいと思っておりますし、みよし市と連絡・協議をしてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（山居忠彰君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 大西議員の再質問にお答えします。

農業人口減少対策における調査・研究を行ってきた上でのスピード感を持った具現的な施策を来年度からということのお話だったと思います。調査・研究、今年度、富良野、美瑛のほうに出向いて視察研修を行ってまいりました。受入農家協議会の代表者の方ですとか、JA担当者、また行政、3団体で視察を行ってきたところでございます。

今回の研修の中で多くのことを学ばせていただきました。ただ事例を挙げますと、富良野におきましては離農した農地を行政が取得しまして、研修先としての就農者への提供をしているような受入れ体制の強化を図っているようなことも分かったところでございます。ただ一方では、農地のそばに住宅がなくて、居住空間と農地の距離があって、なかなかその先の就農につながらないような課題も行政としては持っていたらよかったようです。

ただ、様々な事例を見させていただいた上で、これから本市に合った策をどのようにしてい

くのかということはしっかり議論していかないといけないとは思っているところです。今後この研修内容を参考にしながら、担い手確保の対策に向けて、令和7年度に向けてはこの関係機関としっかりした協議を行う1年とさせていただきまして、第5次活性化計画に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 私から、単位老人クラブの補助の関係と老人クラブ連合会の運営事業の関係について御説明させていただきます。

まず、現行と減額の額ということでお尋ねでしたので、まず現在、北海道が行っています老人クラブの補助の基準というのが、毎月2,700円で12か月分ということで、これを合計しますと3万2,400円。段階的に市の補助を減らして、最終的にここの補助基準額にするというものであります。現在、市のほうで上乗せしている分につきましては、毎月1,888円を12か月ということで、その差額1万4,000円程度が市の持ち出しと。1クラブ当たり市の持ち出しということになります。

加えて、道の補助にはない活動奨励金として、1クラブ当たり年額9,000円を補助させていただいております。併せて会員数割ということで、これも北海道の補助にはないんですけども、1人当たり月額72円、12か月分で1人当たり年額864円。今言いました、そういった上乗せの部分について4年間をかけてなくし、最終的には北海道の補助基準の額のように統一しようというものであります。

その中で過度の減額をするのではなく一定の支援がというところですが、現在クラブの補助につきましては、老人クラブ等の運営補助規則や補助金交付規則、それら取扱い要綱などによりまして、対象経費の2分の1以内を補助しているというところですが、クラブの運営に係る経費のうち、例えば役員の手当ですとか食料費、そして慶弔費ですとか各種大会を行った際の景品代とかにつきましては、これを補助の対象外としております。そのため、クラブで運営している、その対象経費が2分の1にも満たないという状況がありますため、今回減額をいたしたとしてもその全額が影響を受けるわけではないクラブもございます。

そもそも、この老人クラブへの補助としては団体が行っている運営に対しての補助ということでありまして、補助金の交付に当たっては団体が将来的に自立して運営するまでの組織力や運営基盤の弱い初期段階の支援措置ということでありまして、規則におきましてもクラブの運営が会員が定期的に納める会費によって行われるということを想定しているところであります。

将来的に自立した運営を想定したものではありませんが、北海道の補助基準までの支給というのはできるということとなっております。補助金の減額により、現在と同じ事業を行えない可能性は出てきますものの、各クラブで事業内容や経費のかけ方、そして会員が納めます年会費の負担、そして参加費の見直しや繰越しの掛金の活用などでその辺は御協議を願いたいと思っているところであります。

続きまして、老人クラブ連合会の運営事業の見直しの関係ですが、現在連合会が行っています交流会に係る送迎費用は、これ全額市の単費で行っているところです。連合会の交流事業に係る送迎を、先ほど申しあげました老人クラブ等の運営補助規則の対象として、市から連合会に補助をいたしますとともに、補助を行った市が北海道の補助金を受けることにより、事業の内容はそもそも変えず市の負担を減らしていこうというものであります。

また、現在年間6回の交流会を行っておりますけれども、これを1回減らして年5回にして、その1回分については事務局が各クラブを訪問することにより送迎回数を減らそうというものであります。事務局が各クラブを訪問いたしますのは、各クラブで行っている活動を見てほしいと各クラブから要望があることに加えまして、クラブの例会に行きますと、交流会には参加していない方も多く出席していること、そして事務局としても各クラブの活動状況を把握しやすいため、とこういうような事柄もありますため、こうした訪問を通じて各クラブの活性化や相談しやすい関係をつくりたいという思いから、大きく内容は変えず1回をそちらに振り向けることで、道の補助も活用する中で運営事業の内容をそこは見直そうとするものであります。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 坂本部長。

○経済部長（坂本英樹君） 申し訳ありません。答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど、富良野の事例で農地を行政が取得してという話で答弁させていただきましたが、正しくは一般財団法人富良野市農業担い手育成機構が農地を取得して受入れ体制を整えているということになっております。

訂正させていただきます。

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは、まず農業についてですけれども、先ほど言った6年度の予算で新たに調査・研究事業をやって、その上で7年度に反映させるということが本来の私はそう思っていたんですけれども、これから7年度にかけて、この団体等との協議を進めるということなんですけれども、予算的にはどうなのかというのがもう一点確認をさせていただきたいと思います。

それから、単位老人クラブ補助金、それから連合会運営事業について、結論から言うと北海道から2,700円でした。最終的には、これで運営をしてもらうということだったと思います。言い方はどうなるか分かりませんが、自立した運営、これも言わんとすることは分らんわけじゃないですけれども、先ほど言った事情で、例えば数年前に敬老会の補助金を減額した。これは特に敬老の日と国民の祭日に関わった敬老会事業。これについても十分その理解を得られたかというところではない。こういうことにしたいという一方通行で、やむなしということで受け入れてもらったという経過がありますよ。

それからもう一つ、今回もそうですけれども、単位老人クラブの連合会なりに説明を尽くすということなんでしょけれども、具体的に説明をして全老人クラブの皆さんがそれではやむ

を得ないということになったのかどうか、これは疑問ですけれども、ある程度示してこれいきますということで一方的にして新年度からスタートということであれば、これはあまりにも民主的でないなという気がします。この点もちよつと確認をさせていただきたい。

例えば各老人クラブで繰越金が多くあって、補助をするまでもなく自分たちで運営できるということであれば別ですけれども、年間今まで役員報酬、飲食については補助対象事業外ですから当然そのものは自分たちの会費等で賄っているんだと思いますけれども、もう少しこのまちを築いてくれたという、そういうことは念頭に置きながらしっかり行政支援を考えないと、財政事情がこうだからということで一方的にカットするようなふうに取りられるようなやり方は厳に慎むべきだというのがあります。再度この点について伺いたい。

もう一点、季節移住対策事業。これは市長御存じのように市長の政策の1つです。そして実施年度1年でしたか。先ほど言った持家の対応云々というのは当初から想定できた問題だったと思いますよ。ですから、この辺のことをクリアして事業に踏み切ったという解釈です。ニーズが少ないというのもそのニーズの調査をした結果やったということですから、これも調査がどうだったのか。反省も踏まえて考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 坂本部長。

○経済部長（坂本英樹君） 御質問にお答えいたします。

調査・研究を踏まえた上での7年度予算の措置というところでありますが、予算のほうは現時点で要求額はしていないという状況になっております。ただいま農業・農村活性化計画の中間評価のアンケート調査がまとまりまして、来週から地区別意見交換会を各地区で始めさせていただきます。アンケートの中で出されている部分におきましては、過去3か年で次代の担い手となる農業研修生の受入れについて話し合いを地区でしたことがあるのかという設問があるんですけれども、士別地区におきましては約71%ほどの地区でそのような話がされていないような状況が見えました。

富良野の事例等も含めまして、やはり地権者の方々がまず共通認識を持つというところから始めなければならないと思っていますし、そういった多くの状況を仕入れた中でよりよい施策、次のステップに入っていく段階を令和7年度で持っていきたいと思っています。引き続き、各地区の受入れ農家協議会の立ち上げですとか、士別市担い手支援協議会との連携に向けた働きかけを各関係団体と進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 私から、老人クラブ及び連合会の関係での再々質問にお答えさせていただきます。

老人クラブの皆様方には、補助金の中身というんですか、在り方というか、そういう部分でやはりなかなか理解していくのが難しい部分もあったりということで、これまでも例えばそういった補助対象外の経費が補助の中に入っていたりする場合などは、こういうことなのとい

うことで事務局のほうでお話をして、そこは補助対象経費から除いてもらったりするなど、これまでずっと補助金の対象経費などについてはこれまで説明をしてきたところです。

そうした中で、今般については補助金の見直しを行いたいということで、少し役員の方には御説明させていただいたところがありますけれども、今後12月中に連合会の役員会を開催して補助の事業の現状や今後についての説明を行っていく考えであります。また、各クラブに対しましては、1月に入りましたら2回程度説明会を開催して、そちらのほうにどちらかには参加していただいて理解を得ていきたいと考えているところであります。

急に大幅な減額をいたしますと、活動が立ち行かなくなる場合も考えられますので、そこには段階的に影響が薄くなるようにということで時間をかけてやっていこうという部分でもありますし、先ほど議員のほうからも繰越しというお話がありましたが、これまでも繰越金を多く抱えている団体については補助金を一部減額して交付したりなんかしている現状もあります。そういった現状については、各クラブにおいて様々ということであります。

私たちとしまして、議員申し上げますように、これまでまちの礎を築いてきていただいた方々ですので、本来は自立した活動という部分が望ましいとは考えますけれども、北海道が行っています基準、これ全額道費が持ち出している部分でなく、その一部に市の負担もありますので、そちらの基準額をベースに今後活動をお願いしたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 私のほうから、季節移住対策事業についてお答えいたします。

当初この事業を構築したときには、令和5年に郊外に居住する70歳以上で構成される946世帯の方に記名式でアンケートを取りました。その結果、希望者は2件ということでございまして、ただ、いずれ希望したいという方も29件おられたところです。

活用の状況としては、令和5年に1件、今年度1件の利用があります。その方と意見交換をしながら、今後の在り方について意見交換していきたいと思っていますけれども、今のところ利用が1件ずつしかないということで、一旦立ち止まりながら事業を再構築していきたいと思っています。

自己所有の住宅の管理方法など、当初から課題は見ていたんじゃないかということでしたけれども、私どもも認識はしていました。ただ、その解決方法までちょっと構築できてなかったという部分もありますので、今後どのような形が取れるのかちょっと分かりませんが、調査・研究していきたいと思っています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時14分散会)